

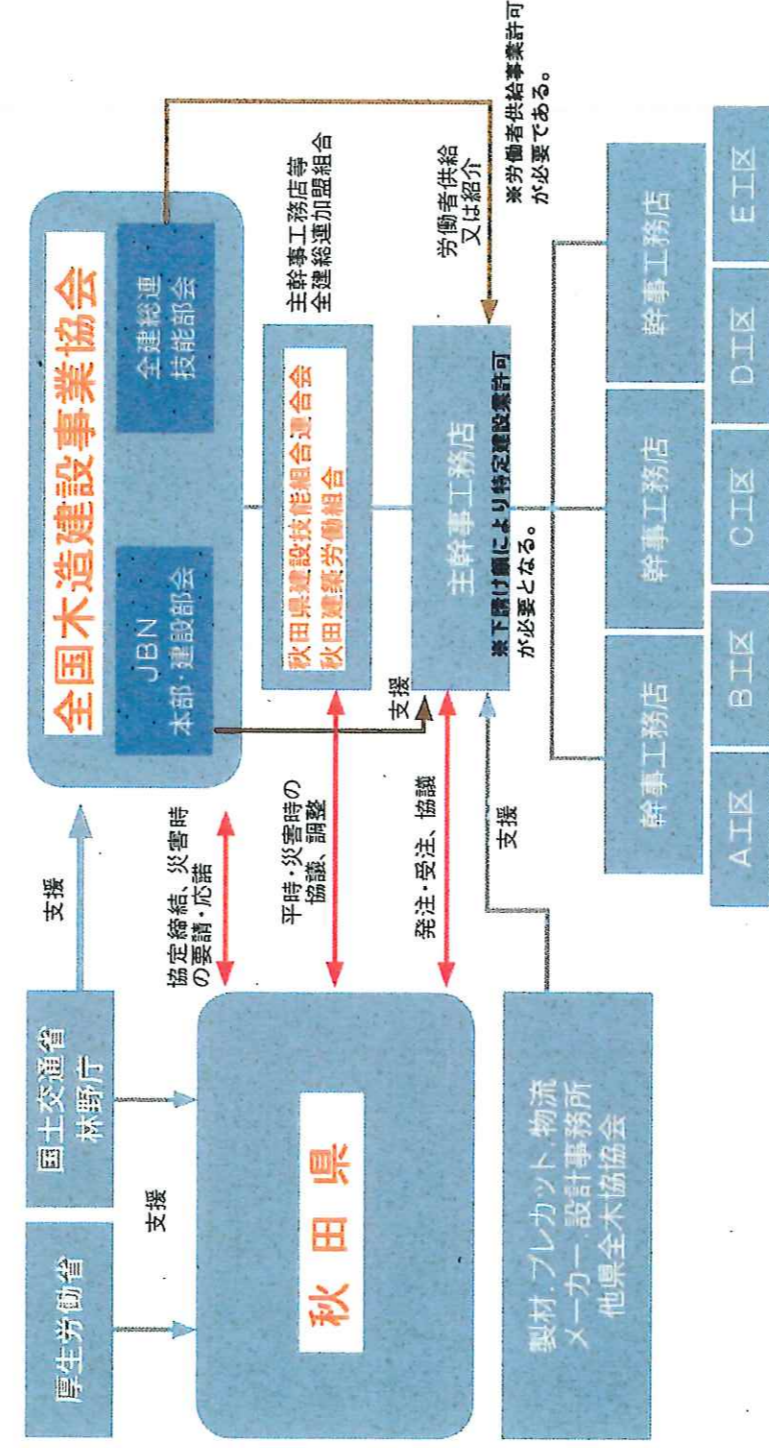
「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結について

平成25年4月
建築住宅課

災害が発生した場合において、応急仮設住宅の建設のため、従来のプレハブ建築協会との協定に加え、複数の供給体制を整備、強化することを目的に、県と次の地元工務店関係団体等との間で基本的な事項を定めた協定を締結した。

- 協定の相手先
- 秋田県建設技能組合連合会
 - 秋田建築労働組合
 - 一般社団法人全国木造建設事業協会

1. 災害時の木造の応急仮設住宅建設のスキーム



2. 木造の応急仮設住宅の建設について

- 東日本大震災では、岩手、宮城、福島で、地域の工務店等による木造の応急仮設住宅 13,335 戸 (H23.11.16 現在・全体の 25.6%) の建設実績があった。
- 災害時に、応急仮設住宅の調達先となる協力事業者を幅広く確保しておくことは、一日でも早い住宅の供与のため、極めて重要といえる。
- 木造の応急仮設住宅の活用は、県産木材の利用促進や被災者を含めた地元雇用の確保にもつながることから、震災からの復興に大きく寄与するものといえる。